（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部改正）

第七条　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。）を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）」に、「石油代替エネルギー（」を「非化石エネルギー（」に、「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改め、「（石油に対する依存度の軽減に特に寄与するものに限る。）」を削り、「石油代替エネルギーの導入」を「非化石エネルギーの導入」に改める。

（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の一部改正）

第八条　電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「石油（原油及び揮発油、重油その他の石油製品をいう。以下同じ。）」を「化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料（その製造に伴い副次的に得られるものであって燃焼の用に供されるものを含む。）をいう。）」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第九条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項第二号ニ中「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第四号及び第五号」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十五条第一項第七号」に改め、同条第三項第一号イ中「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進又は」を削り、同号ロ中「（平成十四年法律第百四十五号）」を削り、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）」に改める。

（調整規定）

第十条　この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第　号）の施行の日前である場合には、第三条のうち、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十五条第三項の改正規定中「附則第十五条第三項中」とあるのは「附則第十四条第二項及び第十五条第三項中」とし、前条のうち、特別会計に関する法律第八十五条第三項第一号イの改正規定中「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進又は」とあるのは「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進若しくは」とする。

2　前項の場合において、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十五条のうち、特別会計に関する法律第八十五条第三項第一号イの改正規定中「若しくは非化石エネルギー」を「又は非化石エネルギー」に改め、「又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第十条第一号に掲げる業務（同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。）」を削る。」とあるのは、「又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第十条第一号に掲げる業務（同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。）」を削る。」とする。

財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

子ども・若者育成支援推進法をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十一年七月八日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

法律第七十一号

子ども・若者育成支援推進法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　子ども・若者育成支援施策（第七条―第十四条）
第三章　子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条―第二十五条）
第四章　子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条―第三十三条）
第五章　罰則（第三十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二　子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三　子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四　子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。